

第 16 回焼津市自治基本条例を考える市民会議 各班の模造紙まとめ

平成 25 年 2 月 3 日

【1 班】

○市民

- ・住んでいる人 ・通勤・通学者等 ・サポーター のカテゴリに市民を分ける
→に応じて、「尊重されるべきこと」も分けていく
- ・市民の定義 住民（地方自治法）と他に区分
- ・広義の「市民等」に協議への参加を担保
- ・「住民」にのみ決定への参加を担保

○議会

- ・議会の責務を明確にする
→それを実行するための資質を議員に要求する
- ・議員が政策立案するのは、市民の代表であるから責務である。行政の施策について、その基本案を議会が提示すれば、当該施策に対して不満がある場合、市民は議会に対して不満を持つことになるので、議員は政策立案のために市民の意見を傾聴せざるを得ないこととなる。議会もしくは議員の提示する政策が、市民の意見をふまえたものになるとすれば、これに著しく逸脱する施策を行政が行った場合には、当然、行政はそれに対する説明責任を負うことになる。また、市民は当該施策の発案者として、当然に全体に対する責任を負うことになる。はず。理論上。
- ・「市民・行政・議会」の対話。行政と議会は本来、平等。市民は主権者、議会は市民の代表
- ・市民会議と議会議員との話し合いの場を設定してほしい

○行政

- ・「行政」と「市民」「議会」のボリュームを考察すべき？
- ・「危機管理」こそが自治基本条例の目的
→様々な項目で、それぞれの「危機管理」をうたう。
- ・「市政運営」の中の項目立て、あるいは基本理念としての危機管理
- ・市政運営のファクターは、市民・議会・行政であることを明示（共同経営者）

【2 班】

○市民

- ・焼津にある企業は納税しており、権利と義務をもつように思う。
- ・権利と義務の点から見ると、住民と在勤・在学,etc で焼津に関わる人とは重みが異なるように思う。ただ、まちづくりへの参加は皆が参加できるようなあり方にできると良いと思う。
- ・自治基本条例＝権利と責任で分別すべきか 市民・等
- ・権利（サービスを受ける事）、義務（納税、参加、etc.）を考慮すると、見えてくる。
- ・焼津市に貢献している市民活動団体（個人）の位置付け（コアな携わりをしている方）～

サポーターとしての位置づけで良いのか？

- ・まちづくりの参加 ・参加 ・機会をつくっているのは活動団体
 - ・市民は市民で有り、権利者である。
 - ・定義を後で議論した方が判り易いのでは？
- ◇議論百出→定義に縛られた権利と義務の考え方は？

○議会

- ・多くの市民からの声を精査し、焼津市全体を考慮した視点で判断していく
- ・市民への報告、説明責任…等の言葉でなく、手法（何らかの形で）を記したらどうか
- ・議会の役割 市民に対し分かり易く説明を定期的に発信する
- ・公平公正でわかりやすい議論、議会運営
- ・議会の役割は、行政のチェック機能だけでなく、行政を動かす提案機能（政策立案）が求められている。
- ・市民へ市政の状況を伝え、情報提供していくこと
- ・伝える…結果だけでなく経過も ・提案…こういうまちにしたい（金がないからじゃなく）議会だより・HPで
- ・政務調査の報告会開催等、議員としてふさわしい行動と、その説明責任を果たさなければならぬ
- ・市民の意見をどれだけ把握し、議会の場へ反映させるのか、代表としての役割を果たすこと

◇現状は活動が見えない→今のままでは存在意義があるのか？

◇市民に対し、分かりやすく説明、情報発信すること（経過・結果）

◇チェック機能だけでなく、行政を動かす提案機能が求められる→これらができれば、市にとって必要な存在となる。

○行政

- ・総合計画 ・目指すまちの姿を明確化するために必要 ・「何をどのように、いつまでに」を明記し、達成度を検証
- ・「お金が無いから出来ません」といった運営はNG。「どうすればできるか」を考え、行動すること
- ・直接関わっていない市民にとって、何をやっているか判らない。広報やいづ以外の情報発信をすべきでは
- ・市民と行政との接点、コミュニケーションの場を。地域や市民の活動への「参加」を！！
- ・行政の原則 ・市民目線 ・説明責任（対話）…手法 ・コスト意識の徹底
- ・情報発信の方法 広報・HP以外にも多くの方に情報を受け取ってもらえるようにする（行政情報）
- ・組織内でのコミュニケーションの活発化と情報交換（組織）
- ・市民の声（案件）に対してコーディネーターの存在 ※縦割りでない仕組み

◇行政情報のあり方 情報弱者への対応→全ての人のためになる 何をやっているか伝える

◇市民と行政のコミュニケーション

◇組織内のコミュニケーションやコーディネーターの存在・レベルアップ→縦割行政の改善

【3班】

○市民

- ・市民とは 市民・市民等の2つに分けて定義する
- ・市民 ・住民 ・自然人 ・企業
- ・市民等とは、市民と在学・在勤、地域コミュニティ、NPO

○議会

〈議会の役割〉

- ・開かれた議会

〈議員の役割〉

- ・議員は、自らの資質の向上に努めること。
- ・議員は、公人としての自覚のもと、市民に信頼されるように活動すること。
- ・議員は、広く市民等の声をきき、また自らの考えを市民等に明らかにして、それぞれ議会に提案するよう努めます。
- ・議員は、市民に対し議会と議員の活動について情報提供すること。

○行政

- ・項目は、少し絞ったほうがよいのではないか。
→行政運営には、行動原則、情報、財政、公共施設、総合計画を含める。
行政組織には、市長、職員を含める。
行政評価 行政内と第三者、両方からの評価をすること
- ・危機管理が特筆すべき点がなければ他に含めてもよい。
→危機管理を1つの大きな項目にする方法もある。市民自身も危機管理しなければならない
- ・共同(協働)経営するしくみ

【4班】

○市民

- ・呼び名は検討の余地があるが、2段階にした方が運用しやすい
- ・市民を2つに分ける
 - ・焼津市住民—「市民」 ・市内で働く人、通学生、事業者等—「市民等」
- ・やはり、そこに住んでいる市民が決めるべき重要事項がある。条例の中では市民、市民等と分けるべきと思う。
- ・ひとくくりにするのは難しい。 ・納税義務、投票権のある人とそうでない人を差別化する必要はあるのではないか →2つに分ける
- ・全ての人を「市民」と呼びたい。 ・主体、担い手、サポーターの権利・責務は区別する

- ・「人として尊重」は「お互いに尊重しあう」という言いまわしのほうがふさわしい。
…市民一人ひとりがお互いに認め合い、等しく尊重される
- ・まちづくりへの参加の機会の保証 まちづくりへの参加の機会を保証する
- ・核となってまちづくりをしていく権利についても規定すべき

- ・まちづくりの権利って、何をさす？
- ・焼津市民であればこそ尊重されること→条例にしたい
- ・市や地域が行う住みよいまちにするための活動には協力しなければならない ・自らの発言と行動に責任を持つ
- ・市民を2つ 主体と担い手に分けたいけれど、どちらにも平等に義務・権利を課す（付与する）？

○議会

- ・松下先生の4つの要点のほかに… ・審議及び討論を行うこと ・議会改革
→議会での質問回数や発言回数を市民に公表するシステムを導入してみたら？
- ・議員は知見を高めて（資質の向上に努める）、議会の場で自分の考えを表明する責務があることを明記したい
- ・政務調査費の公表をしてほしい
- ・議員は、市民全体の利益と福祉の向上を第一に考える

○行政

- ・市長の基本姿勢 ・市域全体に公平公正の視野で行政を運営する ・長期的視野で焼津市を考える ・市民の声に耳を傾ける
- ・市長 ・公正公平な市政 ・市民全体の利益を考える
- ・市長の仕事
- ・市長の考え（市の進むべき方向）や行動を市民に明らかにする。市の進むべき方向性も明らかにする
- ・組織の単位により活動するだけでなく、目標を庁内で共有し、横の連携をもって活動すること
- ・行政の効率化 行政内部から組織改変等の意見があがってくるような意識付けとシステムがあつたらいいと思う（時代要請に沿った組織改変の必要性）
- ・市民の要望に応えるべくフレキシブルな組織編成を目指す
- ・行政職員はサービス業 市民はお客様と考える感覚が必要なのでは？
- ・市民の立場に立ち、納得の得られるような説明をする。プロ意識を持つ。プロになる。
- ・担当業務だけにとどまることなく、市全体の業務を把握できるように努める
- ・地域課題の把握、認識をもつことを常に怠らないこと
→課題を克服するためにどうしたらよいかをいつも考え、政策形成に結びつけるよう努めること